

本事業は、SDGsの「11 住み続けられるまちづくりを」
「12 つくる責任 つかう責任」に資する取組です。

2024年7月26日（金）

愛知県環境局資源循環推進課
産業廃棄物適正処理推進室 監視グループ
担当 夏目、西森
内線 3080、3083
ダイヤル 052-954-6238

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導 (2024年6月)の結果について

愛知県では、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、年2回「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」（例年6月と11月）を定め、産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導やパトロール等を実施しています（2024年5月31日発表済み。）。

本年6月の指導強化月間では、解体工事に伴い排出される廃棄物の不適正処理を防止するため、昨年11月に引き続き、処理責任がある解体工事の元請業者（排出事業者）等に対する立入検査を重点的に実施するなど、以下の取組を行いました。

- 立入検査や不法投棄パトロール等 522件（表1参照）
 - ・ 排出事業者に対する立入検査 69件
 - ・ 建設工事現場等に対する立入検査・パトロール 341件
 - ・ 産業廃棄物処理業者に対する立入検査 112件

なお、上記の立入検査等522件で判明した不適正な事案35件に対しては、文書による行政指導を行いました。（表2参照）

今後も、事業者等に対する監視・指導を継続し、廃棄物の不適正処理の未然防止に取り組んでいきます。

1 解体工事の元請業者に対する立入検査

解体工事の元請業者に対して立入検査（137件）を実施し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」に基づく実地確認の規定等の周知を図るとともに、解体工事に伴い排出される廃棄物の処理状況等を確認し、排出事業者責任や法令遵守について指導しました。（表1参照）

2 不適正な事案に対する文書指導

立入検査等で判明した不適正な事案35件に対しては、指示書等の文書による行政指導を行いました。（表2参照）

指導内容は、産業廃棄物の処理基準の遵守などです。

表1 立入検査等件数と文書指導件数

(単位:件)

		立入検査等 件数	文書指導件数				計
			行政処分 改善命令	行政指導			
				改善勧告	指示書	指導票	
排出事業者		69 (73)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	9 (8)	9 (9)
うち元請業者①		39 (26)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	6 (4)	6 (5)
建設 工事 現場等	建設工事現場	201 (70)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	6 (0)
	うち元請業者②	98 (27)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)
	保管場所・ 不法投棄・ 野焼きパト ロール等	140 (160)	0 (0)	0 (0)	1 (4)	13 (9)	14 (13)
	小 計	341 (230)	0 (0)	0 (0)	1 (4)	19 (9)	20 (13)
産業 廃棄物 処理 業者	収集運搬業者	45 (49)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (1)
	中間処理業者	57 (67)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)
	最終処分業者	10 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	小 計	112 (119)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (3)	6 (3)
合 計		522 (422)	0 (0)	0 (1)	1 (4)	34 (20)	35 (25)
うち元請業者 (①+②)		137 (53)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	10 (4)	10 (5)

(注1) 立入件数、指導件数の () は昨年度11月の実績。

(注2) 「改善命令」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律による行政処分に該当する。

「改善勧告、指示書、指導票」は行政指導に該当する。

(注3) 「元請業者」は解体工事の元請業者を示す。

表2 文書による行政指導 (35件) の主な内容

指導区分	件数	主な指導内容
指示書	1	・産業廃棄物の処理基準の遵守を指導
指導票	34	・委託契約書やマニフェスト等の交付・管理状況の指導 ・産業廃棄物の処理基準の遵守を指導 ・野焼きの禁止を指導